

障害者政策委員会 第2回 第1小委員会 委員提出意見書式

論点②【16条④】高等教育における障害学生支援

委員名 小中 栄一

1. 全ての障害に共通する合理的配慮および必要な支援・条件整備として、下記の事項の進展を図るとともに、法的整備を行う必要がある。

- ・ 障害学生が相談できる窓口を高等機関に必ず置く制度的保障が必要である。まず窓口があること、その窓口を周知し、障害学生が来たら障害学生が使う言語とコミュニケーション手段に合わせた相談ができるようにすること。
- ・ 試験環境の整備、及び試験方法、評価方法の配慮
- ・ バリアフリーおよびユニバーサルデザインの観点を踏まえた個々の障害の状態やニーズに対応した適切な施設整備
- ・ 点字、手話、字幕を含むデジタイズ教材等の整備
- ・ 個々の障害の状態やニーズに対応した教科における配慮
- ・ 障害の状態やニーズに対応し、移動や日常生活の介助、情報やコミュニケーション保障及び学習面を支援するとともに、障害理解を図り意欲的に学生生活を送るための相談支援等を担当する人材の配置、及び介助員、通訳者等の人材養成、派遣、配置制度の整備
- ・ 関係機関（障害者支援センター、情報提供施設等）との連携
- ・ 個々の障害の状態やニーズに対応した支援や指導システムについての研修制度の整備
- ・ 個々の障害の状態やニーズに対応したコミュニケーションツール（点字、手話等）の学習・研修体制整備

2. 聴覚障害学生への合理的配慮および必要な支援として、下記の事項の進展を図るとともに、法的整備を行う必要がある。

- ・ 手話通訳、パソコン文字通訳、ノートテイク等の配置、そのための人材養成、派遣制度の整備。
また、高等教育においては、専門用語を含む情報をできるだけ正確にかつ多く伝える必要があり、高等教育における情報保障という目的に特化した手話通訳者、要約筆記者の研修制度の確立が不可欠である。
- ・ 映像教材等への字幕挿入、文字説明
- ・ 英語、体育、音楽等の教科での授業指導の工夫、また、授業や行事等での音声情報を板書、メモ書き、掲示等により文字情報で伝える配慮などの支援のあり方を整備し、各高等教育機関にて実施していくためのシステムの充実
- ・ 磁気ループやFM式補聴器などの補聴環境の整備
- ・ 聴覚障害学生が障害認識し、手話を身につけてより肯定的なアイデンティティを確立す

るための支援。そのための障害学生支援担当教官を配置するとともに、ピア・カウセリングとしての同じ聴覚障害者を相談支援者として確保すること。（聴覚障害者情報提供施設等との連携）